

質問に対する回答（令和6年度 放課後等の子どもの居場所づくり推進事業実施委託）

管理番号	該当箇所	質問※同趣旨の質問が複数あった場合はまとめています。	回答
1	仕様書 1 目的	子どもの居場所づくりの“子ども”の対象に、中高生は含まれますか。中高生のことも含め、本事業における“子ども”の対象範囲をお教えてください。	本事業の対象者は仕様書「2 履行場所」を利用できる子どもを対象としていますので、小学校については、当該小学校児童（1年生から6年生）、こども文化センターについては、0歳から概ね18歳未満を利用対象としておりますので、中高生も含まれます。 なお、本委託業務において、小学校入学前の子ども（0歳から概ね6歳）については対象としていません。
2	仕様書 1 目的	令和5年度、試行的な取組みとして行われた子どもたちへのアンケート、意見交換会の結果、サマリー・受託事業者等は公表していますか。また、共有いただけますか。	令和5年度の試行的な取組の一環として実施したアンケート結果等について、一般公表しておりません。 本委託業務の受託が決定した事業者には共有します。 なお、川崎市が直接実施したもので、委託はしていません。
3	仕様書 1 目的	仕様書に「目的.」として示されている「子どもたちの声を反映させながら、継続的かつ効率的・効果的に取組を実施できる仕組み」には、子どもの声を継続的かつ効率的・効果的に収集し、フィードバックを行う対話の環境が不可欠と考えられます。こうした対話環境は、こども基本法の理念、第3条にも対応するものになります。この「仕組み」のあり方について、お考えをお聞かせ下さい	本委託業務における「仕組み」について、本委託業務を通じて検討するものであり、現時点で川崎市の「仕組み」をお示しすることはできませんが、そのあり方としては、全市共通で取組を実施できる仕組みであると考えています。
4	仕様書 1 目的	子ども達の声に応えるためには、学校の教諭、保護者の理解や、学校及び教育委員会など行政も含めた連携が必須になる場合もあると考えられます。 子どもの居場所づくりに対応するにあたって、制限される事項（例えば、PTA、部活動（地域移行）、教育委員会との連携は不可、等）があれば、お教え下さい。	本委託業務の履行にあたり連携先の制限はありません。
5	仕様書 1 目的	昨年度はどのような備品準備を行いましたか。	昨年度の試行実施において新たに備品は購入していません。

管理番号	該当箇所	質問	回答
6	仕様書 2 履行場所	履行場所は（１）川崎市立小学校 （２）川崎市こども文化センター の合計 2 か所の想定という認識で相違ないでしょうか。もしくは、2 か所以上の試行も提案者の創意工夫において、提案が可能という認識でよろしいでしょうか。	履行場所については、「令和 6 年度 放課後等の子どもの居場所づくり推進事業実施委託に関する業者選定実施要領」2（２）に記載の予算上限額の範囲内であることを条件として、提案箇所数の制限はありません。
7	仕様書 4（５） 居場所づくりの試行実施に関する企画調整・運営	「履行場所」を管理する団体及び見守り・運営を担う団体との調整項目で『（エ）実地でのヒアリングの手法』とありますが、試行実施において利用者（主に試行実施に参加している子ども）を対象としてどのようにヒアリングを行うか（個別 or グループなどの形式、試行実施中 or 運営外などのタイミング、場所等）を提示し、許可を得て行う必要があるという認識で良いでしょうか。ヒアリングの対象が保護者等他にも想定がありましたらご教示ください。	お見込みのとおり、まず実地でのヒアリングの手法についてご提示いただき、本市との協議の上、決定した手法に基づきヒアリングを実施する形となります。 また、ヒアリングの対象としては、試行実施に参加している子ども及びその保護者を想定しています。
8	仕様書 4（５） 居場所づくりの試行実施に関する企画調整・運営	居場所づくりの試行実施終了後は、設置した備品はその場に残置することで良いでしょうか。（試行実施後に別の保管場所まで備品類を搬出することは想定しなくて良いかどうかを確認させていただきたいです。）	仕様書 4（４）に記載のとおり、「本業務の実施において環境整備に必要な設備・備品等については、実施日ごとに搬出入を行い、原状復帰を行うこと」としていますので、設置した備品は別の保管場所に搬出していただくこととなりますが、設備・備品等の個数やサイズ等により、設置した状態でも通常運営に差し支えないと川崎市及び履行場所の責任者が判断した場合はこの限りではありません。 なお、試行実施終了後の設備・備品等の取扱いについては、川崎市や履行場所の責任者と協議した上で決定することとなります。
9	仕様書 4（５） 居場所づくりの試行実施に関する企画調整・運営	想定している実施時期・日数・期間等がありますか。	提案事業者の提案によるものと考えています。

管理番号	該当箇所	質問	回答
10	仕様書4(5) 居場所づくりの試 行実施に関する企 画調整・運営	定員を設ける予定はありますか。	実施方法により、異なると考えております。 例えば、部屋の広さに応じて定員を設けて実施することも想定されま す。
11	仕様書4(5) 居場所づくりの試 行実施に関する企 画調整・運営	施設内で使用可能な備品はありますか。 例) 机・椅子・音響設備など	履行場所によるので、一概には言えませんが、机や椅子については履 行場所に既にあるものを活用することも想定されます。
12	仕様書4(6) 課題抽出及び効 果検証	今回の推進事業では、7カ所程度での試行的事業となっておりますが、翌年度 以降に全市的な展開をすることを見越した「仕組み」となってることが望ましいと いう理解で、合っていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	仕様書4(6) 課題抽出及び効 果検証	「本市が令和6年度に試行的に実施する事業」(計7カ所程度)の具体的 な取組内容についてすでに公開されている情報はありますか。どのような課題抽 出、効果検証をご提案するかの検討のため、現時点で可能な範囲で事業概 要をお教えいただけますと幸いです。	現時点で公開している情報はありませんが、「本委託及び本市が令和 6年度に試行的に実施する事業」(計7カ所程度)の内容としま しては、本委託にて実施する試行実施、及び、仕様書の「1 目的」 に記載の、令和5年度に試行的な取組として本市が実施した居場 所づくりの継続実施が主なものとなります。
14	選定評価基準	企画提案の内容の「居場所づくりの試行実施を行う施設の選定」とありま すが、履行場所を提案者側から提案するのではなく、選定方法や選定のための 観点を提示することを求められていると理解しております、相違ないでしょうか。	施設の選定方法や選定のための観点を提示いただいた上で、履行 場所をご提案いただく形となります。

管理番号	該当箇所	質問	回答
15	様式 1 (参加意向申出書) 様式 2 (確認書)	JV で応募する場合、様式 1、2 ともに代表企業名で、代表企業が提出する形で良いでしょうか。(共同体名での提出の場合は、業者コードの取得が期日までに困難なためご配慮をいただきたいです)	様式 1・2 と合わせて委任状 (第 1 号様式) のご提出があり、委任状において代表企業が「受任者」として指定されていることを条件として、代表企業名でのご提出で構いません。
16	共同企業体要綱	共同企業体での参加申出の場合、第 1 号様式、第 2 号様式の提出が求められていますが、第 3 号様式の提出のタイミングはいつになりますでしょうか。	第 3 号様式は、共同履行の確保を確認する趣旨であることを踏まえ、企画提案書の提出期限である 6 月 14 日 (金) までにご提出ください。
17	共同企業体協定書 (第 2 号様式)	第 1 0 条の金融機関は、協力団体からの委任状を受けている場合、代表団体の任意の口座、別口でなくても良い (新規の口座開設は不要) という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	共同企業体協定書 (第 2 号様式)	第 1 2 条、第 1 3 条に「第 8 条第 1 項」と記載がありますが、該当する項目が見当たりません。誤植でしょうか。	お見込みのとおりです。 第 1 2 条、第 1 3 条を削除した共同企業体協定書 (第 2 号様式) をホームページに掲載いたしましたので、こちらをご使用ください。